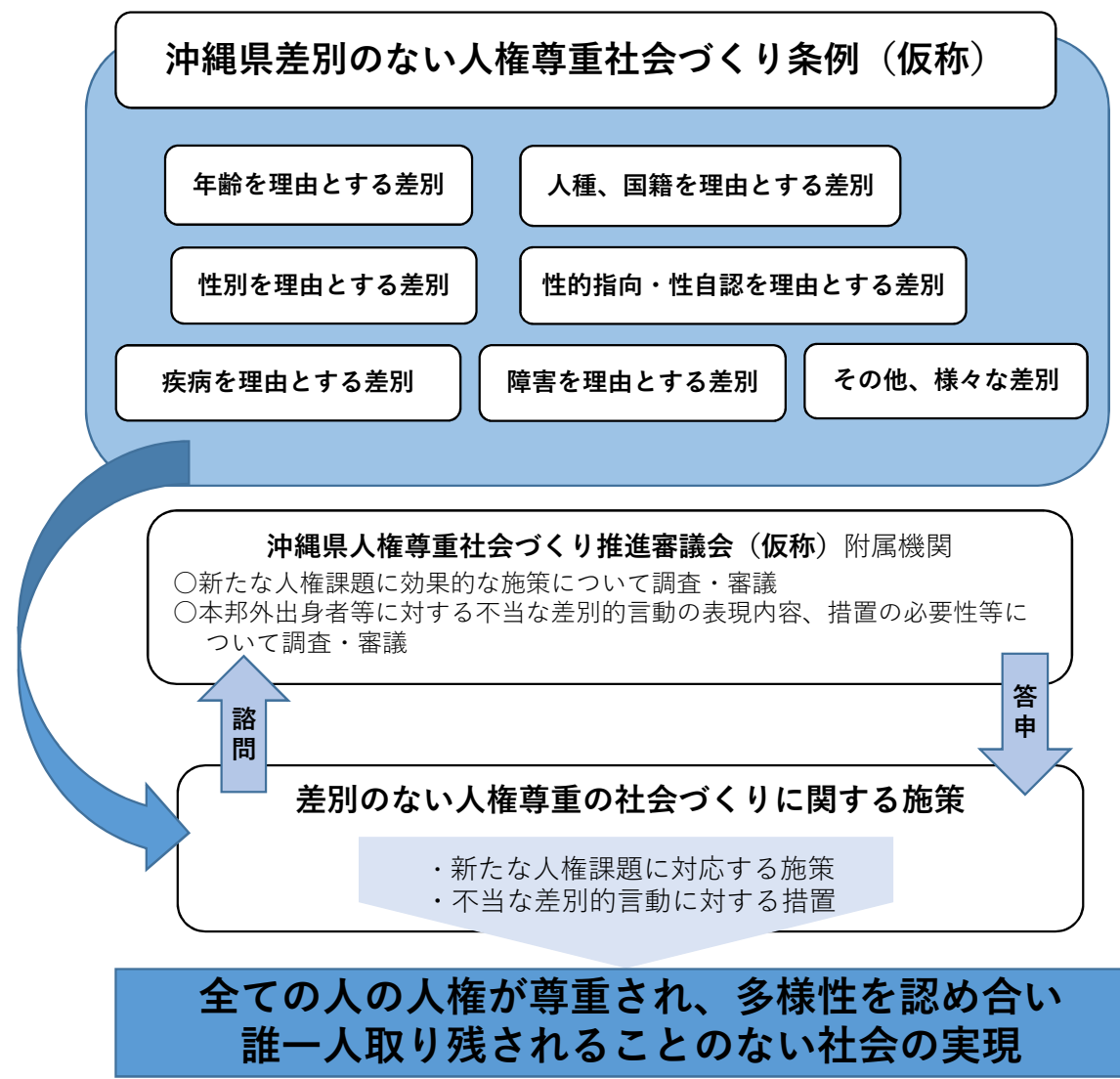
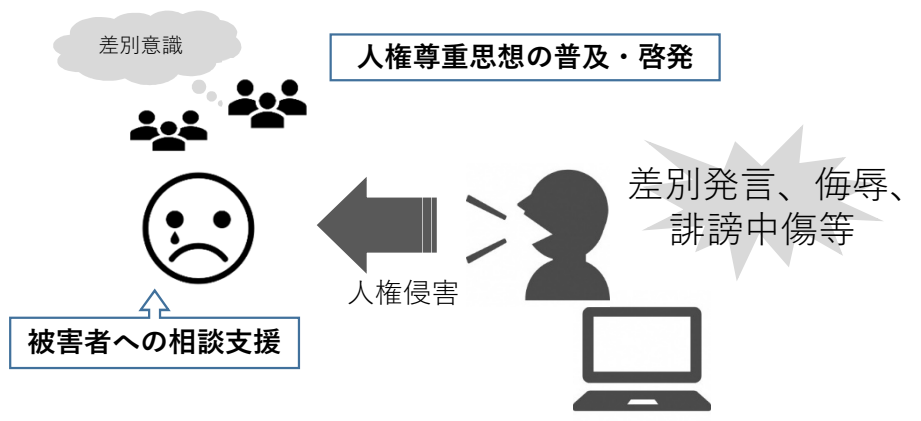


沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例（仮称）骨子（案）の概要①

条例制定の背景及び必要性

- 沖縄は、世界の国々をつなぐ架け橋となった先人の万国津梁の精神を受け継ぎ、国の内外から多くの人々が集まる地として、全ての人の尊厳と人権を尊重し、他者との違いを認め合い、暮らすことのできる共生社会の実現を目指してきた。
- しかしながら、複雑多様化する現代社会においては、インターネット上の誹謗中傷、特定の国の出身者を著しく侮辱するなど地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動、性的少数者への偏見や差別等、様々な人権問題が存在している。
- 県では、「男女共同参画条例」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」など、それぞれの人権課題に応じて条例を制定し、差別のない社会の実現に向けて取り組んでいるが、新たな人権課題に応じた施策を講ずるため、全ての人の人権が尊重され、多様性を認め合い誰一人取り残されることのない社会づくりを推進する包括的な人権尊重条例を制定し取り組んでいく必要がある。



沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例（仮称）骨子（案）の概要②

条例の骨子（案）

前文

- ◆ 全ての人への不当な差別は許されないことを宣言し、多様性と包摂性のある心豊かな社会の実現を目指す県の姿勢を示す。

総則

- 1. 目的** 差別のない人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって全ての人々が相互に人権を尊重し合える社会の実現に資することを目的とする。
- 2. 基本理念** 差別のない人権尊重社会づくりの推進は、県民一人一人が人権の尊重に対する理解を深め、全ての人々が相互に人権を尊重し合える社会の実現に寄与することを旨として、社会全体として推進していく。
- 3. 不当な差別的取扱いの禁止** 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 4. 県の責務** 県は、人権尊重施策を総合的かつ効果的に実施し、市町村が行う施策については連携し、必要な協力を行う。
- 5. 県民及び事業者の責務** 県が実施する差別のない人権尊重社会づくりの推進に協力するよう努める。
- 6. 相談体制の整備** 国、市町村等と連携し、人権に関する相談体制の整備を行う。

インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援

- 1. インターネット上の誹謗中傷等を未然に防止するために必要な啓発等の実施**
- 2. インターネット上の誹謗中傷等による被害者への支援** 関係機関と連携し、相談支援等を行う。
- 3. 県民に対するインターネット上の誹謗中傷等に対する取組** 県民に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し若しくは県民を著しく侮蔑するもの又は県民を地域社会から排除することを煽動するものであった場合において、県は、当該言動の解消に向けた取組を行う。

本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

- 1. 趣旨** 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の内容が社会に流布し、及び県民に差別的意識が助長又は誘発されることを防止するための施策を実施する。
- 2. 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動が行われた場合の措置**
公共の場所で不当な差別的言動が行われた場合、県内に当該言動の内容が拡散され差別的意識が助長又は誘発されることを防ぐため、表現活動の概要（表現内容、氏名等）を公表する。
インターネット上の表現については、表現内容の拡散を防止するために必要な措置（削除要請）を講ずる。
概要の公表、拡散防止措置は、県民等からの申出又は職権により行うものとし、沖縄県人権尊重社会づくり推進審議会（仮称）の意見を聴いた上で、行う。

性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進

- 1. 趣旨** 性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めることにより、誰もが個人として尊重され、自分らしく生きることができるとする社会を実現するための施策の基本方針を定める。
- 2. 基本方針**
学校、地域等と連携し、性的指向及び性自認の多様性に関する県民の十分な理解の促進を図ること。
本人の意に反する性的指向又は性自認の公表その他性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの発生の防止を図ること。
県が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮すること。

沖縄県人権尊重社会づくり推進審議会（仮称）

- 人権尊重施策及び不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、調査審議するため附属機関を設置する。
- ・差別のない人権尊重社会づくりの推進に関する重要事項について調査審議を行う。
 - ・本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に対する公表や拡散防止措置の必要性等について、審議会の意見を聴く。